

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 7月11日に不適合管理委員会では審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：18件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	原子炉建屋5階天井部の仮設足場設置作業において、天井照明器具の一部破損（計7箇所）を発見したため、当該器具を修理	D	
2	1号機	水素供給設備の供給入口圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
3	2号機	タービン補機冷却水ポンプ（C）メカニカルシール水供給配管接続部において、水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	廃棄物処理系廃液脱塩器電導度計において、検出器の汚れと思われる高めの指示が認められたため、当該検出器を点検・清掃	D	
5	3号機	復水脱塩装置脱塩塔出入口記録計点検時、記録計ペン位置の不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
6	3号機	復水器冷却細管連続洗浄装置（B）ボール回収器回収弁において、自動動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
7	3号機	原子炉圧力容器スタッドテンショナー（NO. 4）動作確認において、テンショナー昇降部の損傷が認められたため、当該部を点検・修理	C	
8	3号機	タービン補機冷却系熱交換器室の空調機において、フィルタの汚れが認められたため、当該フィルタを交換	D	
9	3号機	廃棄物処理系床ドレン脱塩器入口圧力計において、指示不良（ドリフト）が認められたため、当該圧力計を点検・修理	D	
10	3号機	廃棄物処理系機器ドレンスラッジサージタンク出口弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
11	4号機	原子炉建屋スチームドレンタンクポンプ（A）出口逆止弁において、シートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	5号機	補助ボイラー設備検査の検査成績書において、設備名に誤記が認められたため、当該成績書を改訂及び対応検討	D	
13	5号機	蒸気タービン性能検査の主タービン回転数計において、実測範囲より計器校正範囲が小さいことが認められたため、対応検討	B	
14	5号機	溶接事業者検査の検査記録において、実施状況表の機器区分欄に一部記載漏れが認められたため、当該検査記録を訂正及び対応検討	C	
15	5号機	水素・酸素注入設備の水素検出器取替作業において、動作確認のため予定外作業の水素濃度「高高」模擬信号を投入し、当該設備を緊急停止させたため、対応検討	B	
16	集中環境施設	補助ボイラー蒸気だめ（B）出口弁グランド部において、にじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	その他	運転操作員の訓練受講計画（シュミレータ訓練マニュアル）において、マニュアルに従った受講がされていないことが認められたため、対応検討	B	
18	その他	海生物処理設備前処理設備汚水移送ポンプにおいて、漏電遮断器の動作が認められたため、当該ポンプを点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで